会　　長	会長代理	事務局長	係　　長	主　　査	係　　員

太良町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年１１月４日（水）午前９時
２．開催場所　　太良町総合福祉保健センター「しおさい館」２階
３．出席委員　（１６名）

農業委員　（７名）

会長　８番　榊原　照博
１番　西村　正史
２番　江下　久子
３番　城島　彰二
４番　内田　圭一郎
６番　川下　　始
７番　福江　　晋

農地利用最適化推進委員　（９名）

田島　　聡
石川　奈津子
田島　一昭
大岡　利昭
蕪竹　敏治
田中　正樹
内田　秀敏
三原　　仁
田久保　孝一

欠席委員　（農業委員１名）

５番　今田　　智

（推進委員２名）

笹本　和彦
浦田　　進

４．議事日程

報告第　１号　農地法第１８条第６項の規定による解約報告について

議案第１２号　農地法第３条の規定による許可申請審議について

議案第１３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　片山　博文

農地係長　　大岡　寿憲

主　　事　　増山　心美

６．会議の概要

発信者	内容
議長	ただいまから第５回総会を開催したいと思います。 本日の出席委員は、農業委員７名、推進委員９名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、７番の福江委員と１番の西村委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第１２号４件、議案第１３号１件となっています。 それでは引き続き報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を４件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	（内容の報告）
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。
西村委員	１ページと３ページ、性別とか年齢とか空欄ですけど、意図的に空欄にされているということですか。 １ページの解約理由が体調不良により耕作できませんということですが、この方の年齢が８０代と書いてあったら年齢的なもので、体調不良なのかなというふうに解釈できますが、年齢が書いてなければ、そういった

	ところがよくわからないなと思いまして。
事務局	町外の方で、何回かお電話したんですけど、繋がらなくて、事務局で把握ができなかったので空欄にさせていただきました。
議長	補足ですが、〇〇さんは何回かお会いしたことがあったんですけど、高齢で７０代後半から８０代くらいになってらっしゃると思っています。
議長	３ページの〇〇さん、〇〇さんのところ体調不良により耕作が困難なためとなってますけど、誰か他の人に貸すということですか。
事務局	一部は、次の耕作者の方は決まっていて、次の総会のときに申請される予定です。
事務局	中山間地直接支払地域で、大和町の方たちが主体となってしていただいてる農地で、私も数度となく確認にも行かせていただいてます。 大和町の方なので、町内の方にすぐ引き継ぐというのはちょっと難しいこともあって、今後そういったところの中でも、農地を町内の方なのか、新規就農者なのか、いろいろな形でつなげていきたいとは思っています。
議長	他にありませんか。 ご意見等無いようなので、報告第１号１番から４番について追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第１２号、農地法第３条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。

福江委員	１０月２６日に、電話連絡で○○さんと貸主の○○さんの娘さん、それぞれ連絡がとれて、これで間違いないですということです。 ２年前に借りて、荒れていたところの梅がようやくいくらかお金になるだろうということで、賃借権に変えましたということでした。 島原の方なので、１１月３日に現地確認をどうですかと尋ねたけど、都合がつかないような返事でしたので、電話確認で良いですねということで、了承を受けました。 ○○さんも、それで間違いないということで、よろしくお願いしますということでした。 三原推進委員にも電話連絡をして、電話で話がついたということで話をしています。以上です。
三原推進委員	おはようございます。１０月２７日に福江委員から電話がありました。電話で確認できたということで報告を受けました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１２号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１２号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は原案どおり認められました。 続きまして、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上。説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下農業委員及び石川

	推進委員から調査報告をお願いします。
江下委員	○○さんと○○さんに電話をしていましたが、なかなか電話に出られなくて、○○さんは現地に来ることができないと言われました。 ○○さんの方は、１１月１日に石川推進委員と自宅へ会いに行きました。 親戚になられる大岡推進委員も来てもらいまして、書いてあるとおり、米７５キロで間違いありませんということでした。以上です。
石川推進委員	１１月１日、江下委員に説明いただいたとおり、自宅で話をさせていただきまして、約１５分、現地確認と米の話、みかん畑が幾らぐらいするのかという話をさせていただきました。大岡推進委員にも来ていただきまして大変心強かったです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１２号２番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１２号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、２番は原案どおり認められました。 続きまして、３番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。

田島一推進委員	１１月１日に会長と○○さん、○○さんの４人で会ってきました。 ここは以前から○○さんが借りていたところで、引き続き借りてするということでした。 事務局に聞きたいんですけど、令和９年４月からの開始日を今、審議するんですかね。
事務局	はい。前回、農業経営基盤強化促進法での設定で、更新通知を出すんですけど、それが期間満了の６カ月前になってまして、その更新の契約を早めに出されたので、今のタイミングになってます。
田島一推進委員	わかりました。 前回が、使用貸借権だったんですが、今回は、賃借権ということで、賃借料が米３０キロ、１０a 当たり１８キロということで、双方とも確認しましたが間違いありませんでした。以上です。
議長	続けて私から報告します。 ここは、１枚の田になってまして、無償で貸していたのを、米３０キロということでお願いをしたということでした。 あとは田島推進委員が説明されたとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第１２号３番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１２号３番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、３番は原案どおり認められました。 続きまして、４番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法

	第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下農業委員、田島推進委員、城島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
江下委員	１１月１日に、〇〇さんと〇〇さん、そして、大岡推進委員と田島推進委員で現場確認しました。 これが、贈与になってましたので、どういう理由で〇〇さんから〇〇さんに渡すのですかと聞いたら、現在、〇〇さんの畑の近くを〇〇さんが耕作されてまして、夏頃に貸してくれないかとお願いされたそうです。 〇〇さんは、若い人が耕作するなら、自分はやりますということで、荒らさず綺麗にしてもらえたら良いということを言われました。 そして、〇〇さんが登記まで終わってから〇〇さんに渡すそうです。 以上です。
田島聡推進委員	１日に、江下委員、大岡推進委員と３人で話をして、現地を確認しました。 １年間放置されてたということもあって、枯れてる木とかが何本かあったんですけど、それを植え替えしてやっていくそうです。 もう１つの畑に関しては、周りの園地が荒れていて、管理が大変かなと思ったんですけど頑張られるそうです。以上です。
大岡推進委員	大峰の方については、町道の横ということで、管理もしやすく、農道も途中に通せば、どうにでもなるかなと思います。 ただ、先ほど田島推進委員から話があったように、真ん中付近が枯れておりました。その分については植え替えるという話を聞きました。 それから、下打越と川北については大字境界になっています。 １２３については、柿が植えてあります。 それから、２５３、２５４は、みかんの木があります。 ２５３は、１年ちょっと管理されていないということで、雑草が生えていて、若干難しいところもあると思いました。 ２５４は、２枚になっていて、上の方は綺麗にしてますし、対応はできるかなと思います。 そして、田島推進委員が言われたとおり、周りの農地が荒れてますので、管理的には病害虫が怖いかなというところもあって、途中の道についても、

	荒れたところが多くて、行くのにも支障のあるところもあります。 　〇〇君が耕作すれば、道の管理からできるかなと思います。 　それと、贈与ということでしたので、税金関係が大丈夫かなと思いまして、本人に聞いたら、その辺は聞いてみますということでした。 　あと、城島委員は、その日はどうしても立会いできないということでしたので、私と江下委員と田島推進委員で確認しています。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 　それでは議案第１２号４番について、ご異議ご意見ございませんか。
内田委員	今、話を聞きましたら贈与ということで、〇〇さんが登記までして渡すとなるとやっぱりお金はかかってくるんですけど。荒らさないためにそこまでしてやるという事かなと思いましたがどうですか。
大岡推進委員	本当は、買う人が登記はしたほうが良いかなと思うんですけど。
江下農業委員	耕作してもらわないといけないから、〇〇さんは考えてしていると思うし、多分、十数万はかかると思うけど。
内田委員	今後、こういう事案が出て来た場合、生産者にどのように答えれば良いですか。 　何か他に参考になるような事案があれば教えてください。
大岡推進委員	私も以前事務局におりましたので、話したいと思いますが、今回は特例です。 　今までなかったので、こういうケースは、今後出てこないと思います。
議長	調査報告が終わりました。 　それでは議案第１２号４番について、ご異議ご意見ございませんか。 　（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 　議案第１２号４番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、４番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第１３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 事務局の説明の前に、川下農業委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 （川下農業委員離席）
議長	それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	１０月３１日に、川下委員と田久保推進委員と３人で現地確認しました。 〇〇さんは、福岡在住で、ここが川下委員の奥さん家の土地ですけど、自分の家と同じということで管理しているということでした。 １５年ぐらい前は荒れていて、そこを開いてみかんの苗を植えて耕作しているということでした。 言われるとおり、１０年以上になる木でした。 写真で見れば、平地に見えますけど、急傾斜になっていて、みかんを出そうにも運搬車しか通らないところでした。 まだ元気なうちは、荒らさないように頑張ろうという事でした。 周りは、竹やぶで、園地境界から５ｍぐらいは竹を切って、何とか頑張ってやられています。以上です。

田久保推進委員	今、説明があったとおり、よくこんなところでみかんが作れるなというようなところでした。よく管理はできてました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１３号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１３号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認しました。 したがって、１番は原案どおり認められました。 （川下農業委員着席）
議長	以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。 （なし）
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第５回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 ８ 年 １１ 月 ４ 日

会　　長　榊 原 照 博

議事録署名者　　福　江　　晋

議事録署名者　　西　村　正　史